

ポスター報告 28

宮崎 康支 関西学院大学大学院総合政策研究科

#報告題目 大学英語教育における社会モデル実践のために—発達障害学生への合理的配慮を中心に—

#報告キーワード 外国語としての英語教育 社会モデル 合理的配慮

#報告要旨

本報告の目的は、日本の大学英語教育における発達障害学生への支援に社会モデルを応用する可能性を検討することである。

日本学生支援機構(2019)によれば、日本の大学に在籍する発達障害学生数は増加傾向にある。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」とその関連法令によって大学における障害学生への合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされ、支援体制も徐々に構築されている。

しかし、教育の現場においては様々な試行錯誤が積み重ねられていることが実情であり、英語教育においてはそのことが顕著であると推察される。それは、次の二つの理由による。第一に、大半の大学においては「英語」は必修教科であり、学習者の多様化が進行している状況において学習スタイルの大きな相違を抱え込む場合が多々あることにある。第二に、日本の大学英語教育は「グローバル人材」育成の要請を受けてコミュニケーション重視(ここでいう「コミュニケーション」は、口頭表現や聴解に傾斜している)を強めており、コミュニケーションそのものに非定型性(atypicality)を抱える学生への柔軟な対応が求められることにある。

しかし、日本の大学英語教育においては、この領域における実証研究が少なく、英語教員へのオンライン調査によって組織的支援の不足を指摘した Aruga (2017) など希少である。そこで、大学を含む英語教育の現場における発達障害のディスコースの再検討を先行文献(実践報告を含む)から質的に実施した。

その結果、発達障害児者を対象とした英語教育に関する文献においては「能力の欠損を補う方法」に焦点を当てた医学モデルが支配的であった。そして、「発達障害学生の強みをいかにして伸ばすか」ということと、「英語(を含むコミュニケーション)を用いていか

に社会に働きかける力をつけさせるか」ということに力点を置いた社会モデル的な研究はほとんど見られなかった。

ディスレクシアの児童を対象とした外国語教育についての実践と研究を続けてきた Kormos and Smith (2012=2017) は、教育におけるディスレクシアのディスコースが 19 世紀から 21 世紀にかけて変遷したことを指摘している。具体的には、ディスレクシアは 19 世紀後半においては「個人的問題」、20 世紀後半においては「社会的問題」、そして 21 世紀においては「問題ではなく多様性」として捉えられるようになった (Kormos and Smith, 2012=2017: 28)。

しかし、日本における先行研究等や実践報告等を見る限りにおいては、日本において支配的なディスコースは「できない学生をどうすればよいのか」という欠損モデル的な見方である。そして、発達障害に対する医学的「かつ」社会的な理解が不十分なままの大学に発達障害学生が入学した結果、彼ら・彼女らが「学業不振者」などのラベリングに遭遇し、語学教育によるエンパワーメントの機会を奪われてきたとも考えられる。

このような現状に鑑み、報告者は「大学英語教育における社会モデル実践」を企図したく考えている。

【倫理的配慮】

この報告にかかる研究は、「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」、「日本社会福祉学会研究倫理指針」、そして、報告者が所属する大学における倫理規程の遵守のもとに実施された。この報告は既往文献に基づくものであり、著作権およびプライバシーに最大限の配慮を行っている。

【文献】

Aruga, M. (2017). Accommodating students with developmental disorders in tertiary education in Japan, with considerations for EFL classes. <I>Studies in Liberal Arts and Sciences</I>, 49, 325-342.

Kormos, J. & Smith, A.M. (2012). <I>Teaching languages to students with specific learning differences</I>. Bristol: Multilingual Matters (=竹田契一(監修). 飯島睦美・大谷みどり・川合紀宗・築道和明・村上加代子・村田美和(訳). (2017). 『学習障がいのある児童・生徒のための外国語教育: その基本概念、指導方法、アセスメント、関連機関との連携』. 東京: 明石書店.)

日本学生支援機構. (2019). 『平成 30 年度 (2018 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』.